

意見書第1号

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

太宰府市議会会議規則第13条第1項の規定により、上記の意見書を別紙のとおり提出する。

令和4年3月2日

太宰府市議会議長 門田直樹様

提出者 太宰府市議会議員 神武綾

賛成者 太宰府市議会議員 笠利毅

理由

最低賃金で働く労働者の健康で文化的な生活を保障する最低賃金の引き上げとそれを支える中小業者に対する支援策を求めるため。

最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

依然としてコロナウィルスによる感染の収束のめどはたたず、中小零細企業を中心に大きな打撃と景気の悪化により最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスで働く労働者が失業や労働時間削減に追い込まれています。

この難局を乗り越えるには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げること、賃金の底上げを図ることが不可欠です。格差と貧困を縮小するためには、最低賃金大幅引き上げと地域間格差をなくすことがこれまで以上に重要になっています。

2021年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,041円、福岡県では870円、最も低い県では820円に過ぎず、毎日8時間働いても年収140万～180万円です。最低賃金を1,500円まで引き上げなければ、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできません。さらに地域別であるがゆえに、福岡県と東京都では、同じ仕事でも時給で171円もの格差があり、若い労働者の都市部への流出が、地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながっています。自治体の税収が減少し、行政運営にも影響がでています。

健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。若者1人が自立して生活するうえで必要な最低生計費は全国どこでも月24万円(税込み)の収入が必要との調査結果があります。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、ほとんどの国で全国一律制をとっています。各国政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えています。

日本でも、中小企業への具体的で使いやすく、十分な支援策を拡充する必要があります。

労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考えます。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出します。

記

- 1 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金の向上をめざすこと。
- 2 政府は、最低賃金の地域間格差の是正を図ること。
- 3 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業への税負担の軽減等及び社会保険料の事業者負担軽減等の支援策を最大限拡充し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣 宛
中央最低賃金審議会会長 宛